

# 四万十市社会福祉協議会福祉機器借用書

この事業は、市民の皆様からご寄附で戴いた浄財等を活用して、在宅の高齢者や身体障害者等の日常生活の便宜を図ることを目的に、福祉機器を一時的に貸付けています。

(借用機器)

- 車椅子 号
- 歩行補助器
- ( )

(使用目的)

(使用期間)

自 令和 年 月 日から  
至 令和 年 月 日まで

(貸付条件)

- ① 貸付の期間は2ヶ月以内とします。(期間の更新は出来ません。)
- ② 貸付期間中における破損又は、汚損したときは、その修理復旧に要する実費を弁償していただきます。
- ③ 使用後は、必ず係りの点検を受けて返納してください。
- ④ 第三者に転貸することは出来ません。
- ⑤ 福祉機器の搬入・搬出については、借用人の方で行ってください。

上記貸付条件を厳守し、借用いたします。

(使用責任者)

住 所

氏 名

印

TEL

四万十市社会福祉協議会会長 様

決 裁	局 長	チーフ	係

受付日	返却日